

国保・後期・介護の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**各種保険料（税）が減免**となります。

【保険料（税）の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方（国保・後期・介護共通）
⇒ **保険料（税）を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(*)が見込まれる世帯の方
⇒ **保険料（税）の一部を減額**

※保険料（税）が一部減額される具体的な要件

●国保・後期の場合・・・

世帯の主たる生計維持者について（下記すべてに該当する場合）

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

●介護の場合・・・

世帯の主たる生計維持者について（下記すべてに該当する場合）

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注1：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

詳しいことは、各担当係へお問い合わせください。

国保・後期：こども・健康推進課 国保年金係 電話：0254-92-5762

介護：福祉介護課 介護保険係 電話：0254-92-5763